

建築工事請負契約書

(注文者) (以下「甲」という。)と(請負人) TOMINA合同会社(以下「乙」という。)は、次のとおり建築工事請負契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(工事内容)

甲は、乙に対して、下記内容の建築工事(以下「本件建物」という。)を注文し、乙はこれを請負い完成することを約した。

記

工事名	様邸	工事
工事内容	別紙仕様書記載のとおり	
工事場所	上越市	

第2条(請負代金)

本件建物の請負代金 〇〇〇円(内訳 工事価格金 〇〇〇円、消費税金 〇〇〇円)とし、甲は乙に対し、以下の口座に振り込む方法で次のとおり分割して支払う(振込手数料は甲負担)。

契約成立時	金	〇〇〇円(消費税込)
時	金	〇〇〇円(消費税込)
工事完成後(1ヶ月以内)	金	〇〇〇円(消費税込)

振込口座 第四北越銀行 高田中央支店 普通預金
口座番号 2058512
口座名義 TOMINA合同会社 代表社員 富菜裕幸

第3条(工期)

本件建物の建築工事の工期は以下のとおりにする。

着手 令和 年 月 日
完成 着手の日から 日以内

第4条(工事内容の変更)

当事者間に工事の内容を変更せざるを得ない事情のあるときは、その変更内容、工期並びに請負代金について、甲乙協議の上、書面によってこれを定めるものとする。

第5条(危険負担)

本件建物完成前に生じた本件建物の滅失、毀損、その他一切の損害は、甲の責に帰すものを除き乙が負担し、本件建物完成後に生じたこれらの損害は、乙の責に帰すものを除き甲が負担する。

第6条(第三者の損害)

- 施工のため、第三者の生命、身体、財産に危害ないし損害を与えたときは、甲乙共同でその処理解体にあたり、甲乙均等負担にて損害賠償義務を負うものとする。但し、甲乙は乙の一方当事者のみの責に帰すべき事由によるときはこの限りではない。
- 前項の損害のうち、次の各号の一つに該当するものは、前項の規定にかかわらず甲の負担とし、乙は、必要に応じて工期の延長を求めることができる。
 - 甲の都合によって着工期日までに着工できなかったとき、又は甲が工事を繰り延べ若しくは中止させたとき
 - 前払金又は部分払金が遅れたため、乙が着工せず又は中止をしたとき
 - その他甲の責に帰すべき事由によるとき

第7条(第三者との紛議)

工事に関し、第三者との間に振動、騒音等施工を原因として生じた紛議は、乙がその解決にあたり、甲乙協議の上必要な措置をとる。

第8条(不可抗力による損害)

天災その他甲乙いずれの責にも帰することのできない不可抗力によって工事の既成部分、工事材料に損害を生じたときは、乙は、事実発生後速やかにその状況を甲に通知する。

第9条(検査、引渡並びに請負代金の支払)

- 乙が工事を完成したときは、乙は、その引渡に先立って、甲の検査を求め、甲は速やかにこれに応じて、乙の立会のもとに検査を行う。
- 検査の結果、工事に契約不適合があったときは、乙は速やかにこれを補修する。ただし、契約不適合が軽微である場合は、乙は引渡後においてこれを補修することができる。
- 本状の検査を終了したときは、甲は1ヶ月以内に、乙に請負代金の支払を完了し、乙は甲に建物を引渡す。

第10条(遅延損害金)

乙が乙の責に帰すべき事由により工期内に本体建物の建築工事を完成できない場合、甲は乙に対し遅延日数1日につき請負代金総額の0.04%以内の損害金の支払いを請求することができる。ただし、第4条及び第6条2項に

該当するときは、この限りではない。

第11条（工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任）

乙は、引渡しによる修補と代替物の引渡しによる履行の追完請求を規定し、催告しても履行の追完がなされない場合や追完が不能であるときなどは、代金減額請求できる。ただし、付帯設備のうち、製造社保証のあるものは当該保証による。

第12条（協議解決）

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

第13条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、本件建物所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所にするに合意する。

本契約締結の証として、本契約書1通を作成し、甲乙相互に署名押印又は記名押印のうえ、乙が原本を保有し、甲が写しを保有することとする。

令和 年 月 日

甲

乙 新潟県上越市春日山町一丁目23番4号

TOMINA合同会社

代表社員 富 菜 裕 幸